

務	00	01	10年
(令和18年3月末まで保存)			

監 察 第 3 0 0 2 号

令 和 7 年 1 2 月 1 0 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

青森県公安委員会審査請求手続要綱の制定について

この度、青森県公安委員会審査請求手続要綱を別添のとおり制定したので、所属職員に周知の上、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、「青森県公安委員会審査請求手続要綱の制定について」（令和3年3月1日付け監察第187号）は廃止する。

本件担当 監察課訟務係

別添

青森県公安委員会審査請求手続要綱

第1 目的

この要綱は、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に対する行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）、行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号。以下「令」という。）及び青森県公安委員会審査請求手続規則（平成28年3月青森県公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）に基づく審査請求（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号）に基づく審査請求を除く。）の処理等に関し、必要な細目的事項を定めることを目的とする。

第2 用語の定義

この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 原処分
審査請求の対象となった行政処分又は不作為をいう。
- 2 主管部門
原処分に係る事務を所管する部又は室をいう。
- 3 主管課
原処分に係る事務を主管する各課をいう。
- 4 主管部門企画担当課
主管部門における企画担当課をいう。

第3 審査請求の受理及び報告

- 1 審査請求の受理に関する事務は、主管課が行うものとする。
- 2 主管課の長（以下「主管課長」という。）は、審査請求を受理したときは、審査請求受理書（別記様式第1号）に必要な事項を記載するとともに、速やかに公安委員会、青森県警察本部長（以下「本部長」という。）、主管部門の長及び主管部門企画担当課の長（以下「主管部門企画担当課長」という。）に報告しなければならない。

第4 審理官及び審査請求の審理

- 1 本部長は、公安委員会に対する審査請求がされたときは、主管部門に所属する原処分に関与していない職員のうちから、規則第3条に規定する審理官を審理官指名書（別記様式第2号）により指名することとし、審査請求人及び処分庁等に対し審理官指名通知書（別記様式第3号）により通知する。ただし、法第24条の規定により、当該審査請求を却下する場合は、この限りでない。
- 2 審査請求事務において、1における審理官の指名に関する事務及び法に規定する審査庁の審理に関する事務は、主管部門企画担当課が行うものとし、審理官の候補者は、主管部門企画担当課長と主管課長が協議の上決定するものとする。ただし、主管部門企画担当課が主管課である場合は、審理官の候補者は、主管部門企画担当

課長が決定するものとし、法に規定する審査庁の審理に関する事務を担当する課は、本部長が決定するものとする。

- 3 1において、本部長は、審理官を1人指名する場合にあっては、警視又はこれと同等の職にある者（以下「警視級職員」という。）のうちから指名するものとし、審理官を2人以上指名する場合にあっては、このうち1人以上を警視級職員のうちから指名するものとする。
- 4 規則第3条第4項の規定による審理官の指名の取消しは、審理官指名取消書（別記様式第4号）の交付により行い、審査請求人及び処分庁等に対し、審理官指名取消通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。
- 5 本部長は、人事異動等の事情により、審理官に交代が生じたときは、審査請求人及び処分庁等に対し、審理官交代通知書（別記様式第6号）により通知することができる。
- 6 規則第3条第5項の青森県警察の職員たる身分を示す証明書は、警察官にあっては警察手帳とし、警察行政職員にあっては青森県警察職員証又は少年補導職員手帳とする。
- 7 規則第3条第6項に規定する審理経過調書は、別記様式第7号とし、これを審査庁に提出するときには、審査請求書、弁明書その他審査請求に係る事件に関する書類その他の物件のうち、審査庁の裁決等に当たって参考とすると認められるものを添付するものとする。

第5 審理手続

1 物件の受領

規則第4条の規定による審査庁への書類その他の物件の提出があるときは、審査請求に係る審理官が指名される前は主管課がこれを受領するものとし、審理官が指名された後は審理官がこれを受領するものとする。主管課は、審理官が指名される前に受領した書類その他の物件について、審理官が指名された後、速やかに審理官に引き継ぐものとする。

2 口頭意見陳述の進行管理

本部長は、法第31条第4項の陳述の制限及び第5項の質問の許可並びに口頭意見陳述における進行管理を審理官に行わせることができる。

3 審査請求人等による提出書類等の閲覧等

(1) 提出書類等閲覧等請求

審査庁は、法第9条第3項の規定により読み替えて適用する法第38条第1項の規定による提出書類等の閲覧（以下「閲覧」という。）、又は提出書類等の写し等（以下「写し等」という。）の交付を求める者に対し、提出書類等閲覧等請求書（別記様式第8号）その他これに準ずる書面の提出を求めるものとする。

(2) 閲覧請求に対する通知

審査庁は、閲覧請求があった場合において、閲覧を認めること又は認めないこととしたときは、閲覧の請求者に対し、提出書類閲覧日時等指定書（規則別記様

式第3号)により通知するものとする。

(3) 写し等の交付請求に対する通知

審査庁は、写し等の交付請求があった場合において、写し等の交付を認めること又は認めないこととしたときは、写し等の請求者に対し、提出書類等の写し等交付請求回答書（別記様式第9号）により通知するものとする。

(4) 費用の額

写し等の交付に要する費用の額は、青森県行政不服審査提出書面等交付手数料等の徴収に関する条例（平成28年3月青森県条例第6号）第2条第1号に定める額とし、写し等の送付に要する費用の額は、郵便料金その他の実費額（以下「郵便料金等」という。）とする。

(5) 費用の徴収方法

写し等の作成及び送付に要する費用は、青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）の定めに従い、次により徴収するものとする。

ア 審査庁が指定する場所において写し等の交付を行う場合

(ア) 審理官は、収入何を作成し、主管部門企画担当課長の決裁を受け、提出書類等の写し等交付請求回答書の写しを添え、収納分任出納員に通知の上、指定する場所で費用徴収の手続を行うことを依頼する。

(イ) 収納分任出納員は、写し等の交付に係る費用を現金で徴収し、写し等請求者に対して青森県財務規則で定める領収証書を交付する。

イ 郵送等により写し等の交付を行う場合

(ア) 審理官は、収入何を作成し、主管部門企画担当課長の決裁を受け、写し等の数量に応じた費用及び郵便料金等を記載した提出書類等の写し等交付請求回答書の写しを添え、収納分任出納員に通知の上、納入通知書の発行を依頼する。

(イ) 収納分任出納員は、納入通知書を発行し、審理官へ交付する。

(ウ) 審理官は、納入通知書を提出書類等の写し等交付請求回答書とともに写し等請求者に送付する。

(エ) 収納分任出納員は、費用の納付が確認され次第、審理官にその旨連絡する。

(オ) 審理官は、収納分任出納員から費用の納付が確認された旨の連絡を受けた場合、直ちに、写し等請求者に対して写し等を送付する。

4 裁決書の合議

審査庁は、裁決書の作成にあたっては監察課と合議するものとする。

5 裁決書の謄本の送達

審査庁は、裁決書の謄本を送達した後、審査請求受理書に処理結果その他必要な事項を記載するものとする。

第6 審理関係書類等の管理

1 規則第4条における書類その他の物件及び審査庁が審理手続において作成した書面（以下「審理関係書類等」という。）の管理は、審査庁の審理に関する事務を担当する課が行うものとする。

- 2 審理官が指名され、審理官による審理手続が開始される際、主管課は、審査請求に係る審理手続に必要な審理関係書類等を審理官に引き継ぎ、審理官は、これを保管するものとする。
- 3 審理官は、裁決書を審理関係人に送付し、法第32条第1項又は第2項の規定により提出された証拠書類若しくは証拠物又は書類その他の物件及び法第33条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件をその提出人に返還した後、審理関係書類等を審査庁の審理に関する事務を担当する課において保管するものとする。

審 査 請 求 受 理 書

所 属			受理（受付）年月日
受 理 番 号			年 月 日
審査請求人 住 所 氏 名			
審査請求に 係る処分			
審査請求の 件名、処分 年月日	件 名 処分年月日		
処 分 庁			
処 理 結 果	裁 決 内 容		
	裁 決 年 月 日	年 月 日	
備 考			

審理官指名書

年 月 日

殿

青森県警察本部長



青森県公安委員会審査請求手続規則（平成28年3月青森県公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、下記の審査請求について、同規則が定める青森県公安委員会が行う審理を補佐する者である審理官に指名する。^{（注）}

記

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求人の住所又は居所及び氏名
- 3 審査請求年月日
- 4 その他

注 審理官を複数指名している場合において、当該審理官を審理官が行う事務を総括する者として指名する場合には、続けて「また、同条第2項の規定に基づき、審理官が行う事務を総括する者として指定する。」と記載すること。

○ ○ 第 号
年 月 日

殿

青森県警察本部長 印

審理官指名通知書

年 月 日に審査請求人 殿から提出のあった
による に対する審査請求について、青森県公安委員会審査請求手続規則
（平成28年3月青森県公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき、同規則が
定める審査庁の審理を補佐する者である審理官として、下記の者を指名したので、通知
します。

記

審理官指名取消書

年 月 日

殿

青森県警察本部長 印

年 月 日付け審理官指名書により、 が行った
についての審査請求について、青森県公安委員会審査請求手続規則（平成28
年3月青森県公安委員会規則第3号）第3条第1項の規定に基づき行った指名は、以下の理由により取り消す。

理由

○ ○ 第 号
年 月 日

殿

青森県警察本部長 印

審理官指名取消通知書

年 月 日に審査請求人 殿から提出のあった
による に対する審査請求について、審理官に指名していた の
指名を取り消したので、通知します。

○ ○ 第 号
年 月 日

殿

青森県警察本部長 印

審理官交代通知書

年 月 日に審査請求人 殿から提出のあった
による に対する審査請求について、青森県公安委員会審査請求手続規則
（平成28年 3 月青森県公安委員会規則第 3 号）第 3 条第 1 項に基づき、指名していた審
理官 を下記の者に交代したので、通知します。

記

審理経過調書

審理官	
階級	氏名
階級	氏名
階級	氏名

- 1 審査請求の件名
- 2 審査請求年月日
- 3 審査請求の要旨
- 4 処分庁の弁明の要旨
- 5 審査請求人の反論の要旨
- 6 参加人の氏名及び参加の趣旨
- 7 口頭意見陳述の要旨及び補佐人の氏名
- 8 参考人の陳述、鑑定、検証又は質問の要点

提出書類等閲覧等請求書

年 月 日

青森県公安委員会 殿

住所

氏名

電話番号

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第38条第1項の規定により、下記のとおり、審査請求において提出された書類等の閲覧又は写し等の交付（以下「閲覧等」という。）を請求します。

記

1 審査請求の件名及び年月日

2 審査請求人の氏名又は名称

3 閲覧等を請求する提出書類等の名称

4 閲覧等の方法（〔 〕内に提出書類等の名称を記入）

- ☐ 閲覧 〔 〕
- ☐ 写し等の交付 〔 〕
- ☐ 閲覧及び写し等の交付 〔 〕

5 写し等の交付の方法

- ☐ 色 （白黒・カラー）
- ☐ サイズ （A4・原本と同じ）
- ☐ 郵送の希望（有・無）

6 提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免を求める場合、その理由

7 提出書類等の写し等の交付に係る手数料減免に関する添付書類

備考

- 1 写し等の交付については、手数料（減免が認められる場合を除く。）がかかります。
- 2 写し等の交付の部数については、原則として、1件の請求に対し1部とします。
- 3 郵送を希望される方は、写し等の送付に必要な郵便切手の代金が併せて必要となります。
- 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

青 公 委 第 号
年 月 日

殿

青森県公安委員会 印

提出書類等の写し等交付請求回答書

年 月 日に貴殿から提出された、 による が
行った に対する審査請求に係る提出書類等の写し等の交付請求につい
ては、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 写し等の交付について

- 2 写し等の交付方法について

- 3 写し等の交付に係る手数料等及び納付方法について
 - (1) 写し等の交付手数料等

 - (2) 納付方法

- 4 提出書類等の写しの交付等に係る手数料の減免について